

8-3. 一定回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の届出について

平成30年度改正において、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正され、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、平成30年10月1日より、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超える居宅サービス計画について、保険者への届出が必要となりました。提出された居宅サービス計画書等については、地域ケア会議で検討します。なお、居宅サービス計画を作成した介護支援専門員に地域ケア会議に参加していただき、ご説明いただく場合があります。【ページID 1026430】

1. 届出対象となる居宅サービス計画について

届出の対象となる居宅サービス計画は、下記の厚生労働大臣が定める1月あたりの回数を超えて生活援助中心型サービスである訪問介護を位置付けて作成又は変更されたものです。

《厚生労働大臣が定める回数》（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回数	27回	34回	43回	38回	31回

※対象となる居宅サービス計画について、軽微な変更にあたるものは含みません。

※届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後となります。

2. 提出書類について

・生活援助中心型サービスが厚生労働大臣が定める回数以上となる場合の届出書

・アセスメント表

・居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの。

※居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心型サービスの訪問介護を位置付けた理由を記載したページのみの提出で可。

※居宅サービス計画書「第6表」は、実績まで記載したもの。

※用紙サイズはA4判に統一してください。

・訪問介護計画書の写し

※指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの。

3. 提出の詳細について

届出の期限は、居宅サービス計画を作成又は変更した翌月の末日（閉庁日にあたる場合は翌開庁日）です。

提出先：福祉部介護保険課介護保険グループ給付担当（市役所本庁舎2階26番窓口）

提出方法：郵送又は持参